大会規約

2002年7月13日 作成2014年3月07日 改定

1. 総則

1-1 名称

本大会を「インターITスキー大会」と称する。

1-2 目的

本大会は、IT企業(情報処理技術もしくは情報通信技術に関する製品を製造または販売している会社)の対抗戦であり、日頃の練習の成果・チームワークを発揮するとともに、大会に参加する会社(以下「参加会社」という)相互の親睦を深めることを目的とする。

1-3 参加会社

参加会社は大会公式ホームページ「参加企業」ページに記す。

1-4 運営

本大会は、参加各社からの有志によって組織された運営委員会により企画・運営される。

2. 運営委員会組織

2-1 運営委員会

- (1) 運営委員会は参加会社からの有志によって組織される本大会の最高決議機関であり、年3回の定例会を行い(必要であれば臨時会を開く)、大会運営・役割分担・ルール・予算等について議論する。
- (2) 運営委員会へは、現運営委員に同意を得た参加会社の部員であれば誰でも出席することができる。
- (4) 決議は、運営委員会の場で行われ、運営委員の過半数の同意により成立・決定する。

2-2 規約の変更

規約の変更は、運営委員会の決議により認められる。

3. 大会参加規定等

3-1 参加会社

IT 企業のスキーチームであり、運営委員会により決議されたスキー大会運営内容に積極的に関与・協力できるクラブをいう。

3-2 新規参入(条件)

- (1) 参加会社1社以上の推薦があること
- (2) 運営委員会で参加の承認を得ること

3-3 除会

- (1) 3年連続休会した場合は除会となる。ただし、運営委員会が判断・承認したものに関してはこの限りではない。
- (2) 運営委員会は、決議により参加会社を除会させることができる。

3-4 参加選手資格

- (1) 参加会社もしくはその関連会社の「社員(元社員も含む)」であること。
- (2) 上記(1)の条件を満たさなくとも、以下の条件を全て満たす者をそのクラブの「部員」とし、上記(1)と同様の参加資格を与えることができる。
 - ・クラブが部員と認めている者
 - ・少なくとも1シーズン以上そのクラブの活動に参加している者

3-5 大会種目

大会種目、その他詳細は競技要綱に従うものとする。なお、競技要綱は運営委員会の決議により変更することができる。

3-6 大会役員

以下の者を大会役員と呼び、運営委員から選出する。 大会会長=その大会の最高責任者であり、開会・閉会の宣言を行う 大会実行委員長=その大会運営の全てを取り仕切る 大会事務局長=その大会にかかる庶務・事務関連の全てを取りまとめる

3-7 競技役員

競技委員長・技術代表・主審を競技役員と呼び、実際に競技運営するスキースクール等、 第三者に委託するものとする。ただし、スキースクールとの相談等により、運営委員が 競技役員に加わることができる。

4. その他

4-1 レセプション

大会初日の夜にレセプションを開催する。宴会係りが中心となり、参加者全員で積極的 に関与し宴を盛り上げ、親睦を深めることを目指す。

以上